

法科大学院教育におけるICTの活用に関する論点

1 ICTを活用した教育を普及させる目的

- 地方在住者や有職社会人の学習機会の確保及び学生に対する学習支援に加え、FD活動や修了生支援、継続教育などの取組への活用方策も検討してはどうか。
- ICTを活用した説明会の開催など、地方に在住する潜在的志願者を掘り起こしていく方策を併せて検討してはどうか。

2 ICTを活用した遠隔授業の実施

- 遠隔授業の実施形態として、サテライト形式・モバイル方式、オンデマンドなどが想定されるが、各形態についての教育効果や実施にあたっての課題・留意点等をどのように考えるか。
- どのような科目、年次において遠隔授業を実施することが適していると考えられるか。
- 遠隔授業の導入が向かない授業があることも踏まえ、遠隔授業と面接授業を組み合わせる教育手法の可能性について、どのように考えるか。
- 遠隔授業を受講する学生に対する学修支援として何が必要となるか。また、受講生に対する学修評価の在り方について、留意すべき点は何か。

3 ICTを活用した教育を実施する際の法令面の整理

- 専門職大学院設置基準第8条第2項における、「教育効果要件*」の適合性について、どのように考えるか。

* 同項では、「十分な教育分野が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業に実施が可能になっている。

- 現在のメディア告示は、第1号又は第2号いずれかの要件を満たし、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めた授業を遠隔授業として位置づけることとしているが、法科大学院における遠隔授業に関し、「面接授業に相当する教育効果」とはどのようなものか。

4 ICTを活用した教育を実施する際に必要となる要件

- 「法科大学院におけるICT（情報通信技術）の活用状況に関する調査（以下、「実態調査」という。）」における各法科大学院からの回答を踏まえ、最低限必要とされる設備等ハード面の環境について、どのように考えるか。
- ICTを活用した教育を行う際、FD・SDを含め、教職員にはどのような取組が必要であると考えられるか。

5 法科大学院認証評価について

- ICTを活かした教育について、本格的な普及を促進する観点から、認証評価との関係をどのように考えるか。

6 その他

- 今後、論点を詰めていく際には、大学通信教育における有効性や問題点等の研究成果を参考にしていく必要もあるのではないか。

【遠隔授業が認められるための要件】

大学設置基準第25条第1項及び第2項

- 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。（第1項）
- 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。（第2項）

専門職大学院設置基準第8条第2項

- 大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第25条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

メディア告示

- 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。
 - 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第31条第1項の規定により単位を授与する場合には、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
 - 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの。

大学設置基準第25条第1項及び第2項（抜粋）

- 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。（第1項）
- 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。（第2項）

「情報通信技術の進展と高等教育の将来像を視野に入れつつ、当面予想される形態であるマルチメディアを活用して隔地間で行われるテレビ会議式の遠隔授業（以下、単に「テレビ会議式の遠隔授業」という。）に係る制度上の問題、特に設置基準上の位置付けの問題を中心に検討を行なわれ」（「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について（答申）（平成9年12月18日）より抜粋）、答申を受け、第2項が追加された。

専門職大学院設置基準第8条第2項（抜粋）

- 大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第25条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

「これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」

現地調査やインターンシップ等の実習等が主体となるような授業について、メディアによる授業を行うことは通常想定されない。（「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（平成15年3月31日）」より抜粋）

※ 専門職大学院においては、双方向・多方向な授業の他、フィールドワーク、インターンシップなど実践的な教育が求められていることがその特徴であることを踏まえ、メディア授業が十分に教育効果を発揮する程度は専攻分野について異なることから、各専門職大学院において当該専攻分野につき十分な教育効果が得られる場合でかつ、その効果が認められる授業について、メディア授業の実施が認められている。

例えば、講義等の一斉授業についてはメディア授業も可能であると考えられるが、他方で現地調査や現場実習等必ずしもメディア授業になじまないものもあり、どのような場合について認められるかは、各専攻分野の特性に応じて具体的に判断されるべきものと考えられる。

⇒ 今後、具体的な検討が必要

大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件（メディア告示）（抜粋）

- 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、かつ
- 次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること

第1号

同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第31条第1項の規定により単位を授与する場合には、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下各号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの

「授業を行う教室等」には研究室やスタジオなどが含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う学生がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれる。

また、同一校舎内の複数の教室間で多様なメディアを高度に利用して同時に行われる授業もメディアを利用して行う授業に含まれるものである。

メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましい。

- ① 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ② 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ③ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ④ メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
- ⑤ メディアを活用することにより、1度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

（「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について（平成10年3月31日）」より抜粋）

第2号

毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

大学設置規準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業(いわゆる「遠隔授業」)については、平成10年文部省告示第46号により規定されてきたところであるが、インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものを遠隔授業として位置づけることとした。

したがって、遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となる。

(「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について(平成13年3月30日)」より抜粋)

大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができるいわゆる「遠隔授業」については、大学教育の質の保証する上で備えるべき基準をより明確にするため、インターネット等を活用した授業の場合、毎回の授業の実施に当たって行うこととされている設問解答等について、指導補助者が教室等以外の場所において学生に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、十分な指導を行うこととしたこと。

ここでいう「指導補助者」とは、当該授業を行う教員の補助として、当該教員の指導計画の下で、当該教員と密接な連絡をとりつつ学生等に対して質疑応答等の指導を行う者を指し、当該授業の分野に係る学士以上の学位を有しているなどこれらの指導を十分に行い得る資質能力を有する者であること。なお、学生等の成績評価は当該授業を行う教員の権限と責任において厳正に行うこと。また、「その他の適切な方法」としては、当該授業の終了後すみやかに指導を行うことを前提として、例えば、電話、ファックス、電子メールを活用することも想定されること。

(「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について(平成19年7月31日)」より抜粋)

※第2号中 [] 部分を追加

⇒ 法科大学院の特色を踏まえた遠隔授業の実施にあたり、「メディア告示第2号」における「当該授業の終了後すみやかに」「適切な方法を利用することにより」「十分な指導を併せ行う」という規定を満たすために、どのような要件が必要かについて、検討が必要。

【現行規定において認められる遠隔授業の実施形態と要件（メディア告示第1号・第2号）】

サテライト方式（メディア告示第1号）

- ・ICT等を活用し「同時かつ双方向に行われる」もの、かつ
- ・「教室等以外の場所」で履修するもの

⇒ 「教室等以外の場所」＝授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所

「これらに準ずる場所」

⇒ 大学教育を行う上で、教室・研究室に準ずる場所かどうかは大学が判断
(例：サテライトキャンパス、他大学の教室)

⇒ 科目等履修の場合は、「企業の会議室等の職場又は住居に近い場所」を含む。

「企業の会議室等の職場又は住居に近い場所」

⇒ 社会人を対象とするリフレッシュ教育においても、例えば、大学が通信衛星等により、企業や社会教育施設に対して公開講座等を送信する取組などが始まっている。地理的制約などから通学に困難を伴う人々にとって、社会教育施設その他地域の身近な場所で大学の授業を受けられることは大きなメリットとなる。「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について（答申）（平成9年12月18日）より抜粋

モバイル方式・オンデマンド（メディア告示第2号）

- ・毎回の授業の実施に当たって、以下の①又は②により、
設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うもの、かつ
当該授業に関する学生等の意見交換の機会が確保されているもの

- ① 指導補助者が「教室等以外の場所」において、学生等に対面すること
- ② 当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用すること

⇒ 「その他の適切な方法」としては、当該授業の終了後すみやかに指導を行うことを前提として、例えば、電話、ファックス、電子メールを活用することも想定されること。（「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（平成19年7月31日）」より抜粋）

⇒ 「学生の意見の交換の機会」としては、大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習が行えるような学習施設を設けたりすることが考えられる。（「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（平成13年3月30日）」より抜粋）

【サテライトキャンパスに関する規定について】

大学設置基準第25条第4項

- 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件

- 大学設置基準第25条第4項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- 一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること
 - 二 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること
 - 三 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動等に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること
 - 四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること

メディア告示制定に関する答申について

「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について（答申）（平成9年12月18日大学審議会）

（抜粋） ※現行のメディア告示第1号制定時の考え方

I 「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について

1 高等教育におけるマルチメディア活用の展望と課題

近年の情報通信技術の発展により、隔地間を結ぶテレビ会議式の授業という形で、通学制の高等教育機関においても「遠隔教育」を行うことが技術的に可能となっているのである。

情報通信技術の進展と高等教育の将来像を視野に入れつつ、当面予想される形態であるマルチメディアを活用して隔地間で行われるテレビ会議式の遠隔授業（以下、単に「テレビ会議式の遠隔授業」という。）に係る制度上の問題、特に設置基準上の位置付けの問題を中心に検討を行った。

3 マルチメディアの活用に期待される効果

通学制の大学においては、テレビ会議式の遠隔授業の実施により、次のような効果を期待することができる。

- ① 地理的・時間的制約等から特定のキャンパスに通うことが困難な者に対する学習機会の提供が可能となり、高等教育機会の拡充に資するとともに、柔軟な学習形態の実施が可能となる。
- ② 教員も学生も、キャンパスを移動することなく、大学相互間での合同授業などを実施できるため、大学間での単位互換が促進され、各大学がそれぞれの特色を生かしつつ教育内容の充実を図ることができる。
- ③ 大学等間の教育研究情報の交換や、教員・学生の交流が促進されることにより、各大学等が有する知的資源の共有化が進み、大学等の教育研究水準の向上が期待できる。
- ④ 地方公共団体や産業界と連携することにより、地域に開かれた教育が推進できる。
- ⑤ 海外の大学等との教育交流が活発になり、国際的な視野を持つ人材育成に資する。

また、通信制の大学においては、衛星通信を利用した放送大学の全国化により高等教育機会の一層の拡充が進むほか、パソコン利用等により部分的に双方向性を備えた新たな放送授業の可能性が開ける、従来の印刷教材に加えてCD-ROMやインターネットなどを利用したマルチメディア教材の活用により教材の幅が広がる等のメリットが考えられる。

このように、マルチメディアの活用は、従来の方式による授業ではあげることのできなかつた教育効果を期待できるものであり、高等教育の一層の充実を図る観点からも、その活用について積極的な位置付けを考慮することが適当である。

4 設置基準上の位置付け

以上述べた高等教育機関におけるマルチメディアの活用の状況及び期待される効果を踏まえつつ、テレビ会議式の遠隔授業の位置付け等についての考え方を以下に示した。

各大学等において、それぞれの特質や実情に応じて、その効果的な活用に取り組んでいくことが期待される。

以下、大学における取扱いを中心に述べるが、特段の記述がない事項については、大学院、短期大学、高等専門学校についても同様の取扱いとすることが適当である。

(1) 通学制の高等教育機関における「遠隔授業」の位置付け

① 基本的な考え方

高等教育機関における授業の方法については、例えば通学制の大学の場合は、大学設置基準第 25 条において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。」と定められている。大学設置基準上、こうした授業は、直接の対面授業により行われることを想定しており、テレビ会議式の遠隔授業によって実施する際の取扱いは明確ではない。このため、現状では、テレビ会議式の遠隔授業を実施する大学等からの要請を踏まえ、実態等を勘案しつつ個別かつ暫定的にこれを授業方法として認める取扱いがなされている。

今後、このような授業の効果的な活用を図っていくためには、一定の要件を満たす「遠隔授業」(②に示すア～ウの要件を満たしたテレビ会議式の遠隔授業をいう。以下同じ。)の取扱いについて設置基準上明確にするとともに、「遠隔授業」が直接の対面授業に近い環境で行われ、直接の対面授業と同様に取り扱うことが望ましいものとなるために配慮すべき事項等を示しておくことが適当である。

② 「遠隔授業」の実施形態

大学等における直接の対面授業においては、教員は授業中、学生の反応等を見ながら授業を展開し、また、学生は授業時間中に必要に応じ教員に質問等を行うことが可能である。また、個々の学生に対して個別に指導を行うことも可能である。さらに、直接の対面授業は、当該教室等における学生間の交流等を通じて学生の学習に対する意識を高め、興味関心を喚起し、学習意欲を高めるなどの効果を持つものである。

テレビ会議式の遠隔授業も、一定の要件の下に行われる場合には、上に述べたような直接の対面授業が有する教育上の効果を十分確保することが可能である。したがって、大学設置基準において、大学は、一定の要件を満たす場合には、大学設置基準第 25 条に定める授業を隔地間で行うことができる旨を定めて設置基準上の位置付けを明確にし、各大学が適切と認める場合には積極的にその活用を図ることができるようにすることが適当である。

すなわち、大学設置基準において、直接の対面授業と並んで実施可能とする「遠隔授業」は、具体的には次の要件をすべて満たすものとするのが適当である。

ア 現行の大学設置基準第 25 条の授業を、隔地の教室、研究室又はこれに準ずる場所において同時に行うものであること。(同一校舎内の複数の教室間を結んで行う場合や、送信側には教員のみがいて学生がいない場合も含む。)

イ 多様な通信メディアを利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的かつ双方向に扱うことができる状態で行われるものであること。

ウ 大学において、直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

③ 「遠隔授業」を実施する際に配慮すべき事項

「遠隔授業」を実施するに当たっては、直接の対面授業に近い環境において行うことが必要であり、各大学等においては、以下のような事項について配慮することが望ましい。

ア 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。

イ 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。

ウ 画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

エ 「遠隔授業」の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。必ずしも、受信側の教室に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタント（TA）を配置することも有効である。

オ メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

④ 社会人を対象とするリフレッシュ教育における「遠隔授業」の活用

現在、大学等においては、社会人が、生涯にわたり最新かつ高度の知識・技術を習得することを目的とする教育（リフレッシュ教育）が推進されており、社会人を対象とする特別選抜の実施や、夜間大学院、昼夜開講制の実施などの取組が進んでいる。

また、科目等履修生制度は、大学等におけるフルタイムの学習が難しい社会人等に対して、パートタイムで高等教育を受ける機会を提供している。このほかに、公開講座の開催も行われている。

既に、このような社会人を対象とするリフレッシュ教育においても、例えば、大学が衛星通信等により、企業や社会教育施設に対して公開講座等を送信する取組などが始まっている。このような取組は、時間的制約の多い社会人にとって、職場にしながら学習することが可能になること、社員研修のニーズにも合致することから、高い潜在的ニーズが見込まれる。また、地理的制約などから通学に困難を伴う人々にとって、社会教育施設その他地域の身近な場所で大学の授業を受けられることは大きなメリットとなる。

このような時間的・地理的制約を超えたりフレッシュ教育の取組を一層進めていくためには、広く社会人の単位修得の途を開き、学習意欲を高めることが望ましい。したがって、社会人が、大学等の科目等履修生として、企業の会議室等の職場や住居に近い場所において「遠隔授業」を受講する場合にも、（1）②アの「これに準ずる場所」における授業として、当該大学等の単位を授与できるとすることが適当である。

3 情報通信技術の活用

(1) 大学教育における情報通信技術の活用の在り方

① 基本的考え方

(大学教育と情報通信技術)

大学は、単に知識を教授するだけではなく、人格形成期にあたる青年期の学生にとっては、教員や他の学生との触れ合いや相互の交流を通じて人間形成を図る大切な場であるという考え方に立って、キャンパスにおいて直接の対面授業を行うことを基本としており、その重要性は今後とも変わることはない。

一方、衛星通信やインターネット等の情報通信技術を大学教育において活用することは、教育内容を豊かにし、教育機会の提供方法を変え、大学教育への一層のアクセス拡大に資するものであり、新しい社会的価値観の健全な創出に重要な役割を果たすものである。

情報通信技術の発展に関連しては、人間関係の希薄化や情報モラルの問題なども指摘されているが、こうした負の側面への対応に留意しつつも、迅速かつ高度な情報通信技術を大学教育において積極的に活用して、大学教育の内容や方法を高度化するとともに、国民に対し学習機会をより広く提供することにより人々の生涯学習ニーズに適切にこたえ、さらに、国境を越えて知的資源を発信することにより知的国際貢献を果たしていくことは、大学における教育研究活動を革新していく上で重要なことと考える。

ここでは、近年普及が著しいインターネット等の情報通信技術を中心として、大学教育における活用の在り方について、提言を行うこととする。しかし、情報通信の分野における技術の進展は日進月歩であるため、制度上の諸問題については随時見直しを行っていく必要がある。各大学においても、新しい情報通信技術を積極的に活用し、大学の教育内容・方法の改善を進めることが求められる。

以下、大学学部における取扱いを中心に述べるが、特段の記述がない事項については、大学院、短期大学、高等専門学校についても同様の取扱いとすることが適当である。

② 大学の授業等における情報通信技術の活用

近年の情報通信技術の発展により、インターネット等の新しい技術を大学教育において様々な形で組み合わせて活用し、後述する遠隔授業の活用と併せて、各大学の授業内容の豊富化・高度化や授業時間外の学習支援の充実を図ることが期待されている。

(情報通信技術の活用による授業内容の豊富化・高度化)

情報通信技術の発達と普及は、教員と学生の間のみならず、授業が行われている教室と国内あるいは海外の各地域の高等教育機関を結ぶことを可能とし、また、国内あるいは海外の各地域の

様々な情報や資料を入手することを容易なものとしている。各大学においては、このようなインターネットをはじめとする新しい情報通信技術の有する機能を授業において積極的に活用し、授業の内容を豊富化・高度化する工夫を行うことが望まれる。

(情報通信技術の活用による授業時間外の学習支援)

情報通信技術は、学生の授業時間外の学習を支援するために活用することも可能である。本来、単位制度は授業時間外の十分な学習を前提としているものであることを踏まえ、単位の実質化を図るための教育方法上の工夫として、各大学において、インターネットをはじめとする新しい情報通信技術を活用し学生の学習支援に努めることが望まれる。

③ 遠隔授業の在り方の見直し

遠隔授業については、後述するように、既にテレビ会議式の授業が、一定の要件の下、直接の対面授業と同様に取り扱われているが、近年の急速な情報通信技術の発達とその普及により、インターネット等の情報通信技術を活用した授業（以下、「インターネット等活用授業」という。）についても、きめ細かな学習指導が行われることにより、全体として直接の対面授業と同等の教育効果を確保することができると思われる。

インターネット等の情報通信技術は、知識や技術の新しい伝達手段として大きな可能性を有するものであり、その活用により、学生が必要なときに情報を引き出して自らのペースで学習を進めたり、電子メール機能等を活用して適時に教員との間や学生相互で意見交換を行ったりするなど、学習者主体の学習を促進することができるものと思われる。

今後は、こうした状況等を踏まえて、通信制の教育において遠隔授業により修得することのできる単位数を見直すとともに、インターネット等活用授業を遠隔授業として位置付ける方向で通信制及び通学制の授業方法を見直すことが適当である。

なお、今後の情報通信技術の発展を踏まえつつ、将来的には、卒業に必要な単位をどのような形態の授業方法により修得させるかは、各大学の教育方法の選択の問題としてとらえることとし、通学制と通信制の区別の在り方について見直す方向で検討することが必要である。

(通信制における取扱い)

a) 遠隔授業により修得することのできる単位数の見直し

現在、通信制の大学においては、通学制の場合と同様に、人間形成に資するなどとの考え方の下、卒業に要する単位のうち 20 単位以上は直接の対面授業によることとしているが、このような対面教育の併用は、今後とも重要である。

しかしながら、通信制は、そもそも職業人など通学が困難な者に対して広く高等教育の機会を開く観点から設けられた教育提供の形態であり、一定の単位を直接の対面授業により修得することは、とりわけ職業人などにとっては必ずしも容易ではなく、高等教育と社会との往復型の生涯学習を推進する上では改善の余地があると思われる。

一方、情報通信技術の発展により、直接の対面授業以外の方法でもきめ細かな学習指導を行うことが可能となっており、米国においては、メンターと呼ばれる学習指導者による学習指導

体制を確保しつつ、主に職業人を対象としてインターネットを活用した授業のみで学位取得が可能な大学教育が展開されつつある。いつでもどこでも学習が可能な、職業人がアクセスしやすい教育システムの構築は、世界的に共通の課題となっている。

以上のことから、今後、通信制の大学においては、社会人の学習ニーズに柔軟にこたえる通信制本来の役割にかんがみ、従来の直接の対面授業による修得が必要な 20 単位についても、遠隔授業により修得することができるものとするのが適当である。このことにより、卒業に必要な単位（124 単位）すべてを遠隔授業により修得することも可能となる。

ただし、平成 9 年 12 月の答申「「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について」において示したとおり、直接の対面授業には、教員と学生や学生相互の触れ合いなどによる人間形成の効果があると考えられることから、高等学校を卒業して実社会での職業経験を経ずに大学教育を受ける青年期の学生などに対しては、各大学の定める範囲内で、直接の対面授業を履修させる機会を与えることが望ましい。

b) インターネット等活用授業の遠隔授業としての位置付け

現行の大学設置基準では、遠隔授業について、「文部大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」と定めている。この規定を受けた文部省の告示においては、テレビ会議式の遠隔授業に関する要件が定められている。具体的には、次の要件のいずれをも満たすもので、大学において、直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであることとされている。

ア 文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるもの

イ 授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において、履修させるもの

インターネット等活用授業については、その特性にかんがみ、直接の対面授業におけるような同時性・双方向性がなくとも、全体としてそれと同等の教育効果が確保されると評価することが可能である。具体的には、次の要件をすべて満たすもので、大学において、直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものを遠隔授業として位置付けることが適当である。

イ 文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの

ロ 電子メールの交換などの情報通信技術を用いたり、オフィス・アワー等に直接対面したりすることによって、教員や補助職員（教員の指導の下で教育活動の補助を行うティーチング・アシスタントなど）が毎回の授業の実施に当たり設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を行うもの

ハ 授業に関して学生が相互に意見を交換する機会が提供されているもの

なお、インターネット等活用授業についても、1単位が45時間の学修を要する教育内容をもって構成されるべきことは、対面授業の場合と同様である。また、こうした授業を実施する大学についても、正課外の活動を含めた教員や学生相互の触れ合いなどを考慮すると、現在の設置基準に定める校舎等の所要の施設を備えることが必要と考えられるが、今後の実施状況等を踏まえつつ、その基準の在り方について必要に応じ検討することが適当である。

(通学制における取扱い)

通学制の大学においては、直接の対面授業を基本としており、これに相当する教育効果を有すると認められる一定の態様の遠隔授業については、卒業に要する単位のうち60単位を限度に単位修得が認められている。また、大学院においては特段の限度はなく遠隔授業による単位修得が認められている。

通学制においても、インターネット等活用授業が、先に述べたイからハまでの三つの要件を満たし、大学において、直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認める場合には、これを遠隔授業として位置付け、各大学の主体的判断により、現行制度に定める上限の範囲内で単位修得を可能とする方向で見直しを行うことが適当である。

④ 情報通信技術活用の普及のための支援

インターネット等活用授業を行うに当たっては、十分な教育効果があがるような適切な教材の開発が不可欠である。

米国やカナダなどにおいては、教材作成を支援するセンターが大学の遠隔地間の授業用の教材作成に大きく貢献していると言われている。今後、我が国においても、各大学の学内における支援体制の充実とともに、大学が共同してノウハウを蓄積し適切な教材の開発を支援する仕組みが求められる。